

○上牧町議会基本条例

平成25年3月22日

条例第13号

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 議会及び議員の活動原則(第3条・第4条)

第3章 町民と議会の関係(第5条・第6条)

第4章 議会と行政の関係(第7条—第9条)

第5章 自由討議による合意形成(第10条)

第6章 委員会の活動(第11条)

第7章 議員研修の充実(第12条・第13条)

第8章 議会及び議会事務局の体制整備(第14条—第16条)

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇(第17条—第19条)

第10章 最高規範性と見直し手続(第20条—第22条)

附則

上牧町議会(以下「議会」という。)は、有権者によって選ばれた議員(以下「議員」という。)で構成し、町民の代表機関として最良の意思決定を行うことにより、町民の福祉向上に果たすべき役割を一層求められている。

地方分権の時代にふさわしい自治体としての責任と決定の範囲がいつそう拡大し、町長とともに二元代表の一翼を担う議会は町民の意思を代弁する合議制機関として、その役割と責務はこれまで以上に大きくなっている。

このため、議会は監視、調査、政策形成等の機能を十分発揮し、自治体事務の政策立案、決定、執行等についての諸課題を明らかにし、広く町民に伝えるとともに町民の意見を反映する責任がある。そのことにより「町民との情報の共有」と「協働と参画のまちづくり」を、議会の責務として推進することが何よりも重要である。

議会では、これまでの議会改革をさらに進め、より一層町民に分かりやすく開かれた議会を目指すため、地方分権時代にふさわしい議会のあり方としての基本理念を明らかにし、町民の福祉の向上及び町勢の発展に寄与することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、分かりやすく開かれた議会運営及び議員活動の充実等の基本事項を定めることにより、「町民との情報の共有」と「協働と参画のまちづくり」を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に在住、在勤又は在学する個人及び町内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 町 町長を代表者とする基礎的自治体としての上牧町をいう。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 有権者によって選ばれた議員により構成されていることを常に自覚し、公正かつ透明で町民に分かりやすく開かれた議会運営を目指すこと。
- (2) 町民の多様な意見を的確に把握し、議会として町政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 町民に分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。
- (4) 議会内での申合せ事項は、不断に見直しを行うこと。
- (5) 町民の傍聴意欲を高めるため、会議資料の提供等に努めること。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員相互の自由な討議の推進を図ること。
- (2) 町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんによって、町民の選良にふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、町民全体の福祉の向上を目指して活動を行うこと。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加及び町民との連携)

第5条 議会は、町民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公開し、町民の的確な判断に資する情報の共有を進めるとともに説明責任を十分果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定める参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努める。
- 4 議会は、町民による請願及び陳情の提出を政策提案と位置づけ、付託を受けた委員会において、提出者の意見を聞く機会を設けるよう努める。
- 5 議会は、町政の諸課題に柔軟に対応するため、町民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努める。

（議会報告会）

第6条 議会は、町政の諸課題に柔軟に対処するため、町政全般にわたって、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換するとともに政策形成への町民意見の反映を図るため、原則として毎年1回以上、議会報告会を行うものとする。

- 2 議会報告会に関することは、別に定める。

第4章 議会と行政の関係

（議員と町長等執行機関の関係）

第7条 議員と町長等執行機関の長及びその職員（以下「町長等」という。）との関係は、常に緊張関係を保持し、議会審議は次に掲げるところにより行う。

- (1) 本会議における議員と町長等の質疑応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
- (2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された町長等は、議長又は委員長の許可を得て、論点を分かりやすくするため、議員の質問及び質疑に対して反問することができる。
- (3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して町長等に対し文書にて質問を行うことができる。この場合において、町長等に文書により回答を求めるものとする。
- (4) 議会は、議員が行う町長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応及び経過等を記録した文書を作成するよう町長等に求めるものとする。

（議会審議における論点情報の形成）

第8条 議会は、町が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、その政策水準を高めるとともに町民との情報共有を目的として、町長等に対し、次に掲げ

る事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 町民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努める。

(予算及び決算における政策説明)

第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、町長に対し、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料の作成を求めるものとする。

第5章 自由討議による合意形成

(議会の合意形成)

第10条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互の自由討議を活用した運営を行う。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び町提出議案並びに町民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努める。

第6章 委員会の活動

(委員会の活動)

第11条 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら町民に対し、分かりやすい議論を行うよう努める。

2 委員長は委員会の秩序保持に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行うよう努める。

3 委員会は町民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するための機会を積極的に設けるよう努める。

第7章 議員研修の充実

(議員研修の充実強化)

第12条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図る。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民等との議員研修会を年1回以上開催する。

(議員研修費等の執行及び公開)

第13条 議員は、政策立案又は提案を行うため並びに調査及び研究に資するために交付される議員研修費及び資料購入費(以下「研修費等」という。)の執行に当たっては、上牧町議会議員研修及び行政視察の実施に関する要綱(平成25年3月議会要綱第1号)を遵守しなければならない。

2 議会は、町民から書面により、前項に規定する研修及び行政視察報告書の閲覧請求があった場合は、速やかにその要望に応えるよう努めるものとする。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会事務局の体制整備)

第14条 議会は、議会の監視及び調査機能の強化並びに政策形成及び立案を補助するため、議会事務局機能の充実強化を図るよう努める。

(議会図書室の設置及び公開)

第15条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室(以下「図書室」という。)を設置し、図書の実用性に努める。

2 図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

(議会広報の充実)

第16条 議会は、議会の活動に関する情報、議案の審議経過、議案に対する各議員の対応並びに一般質問等の内容について、議会だよりで町民に公表する等、情報の提供に努める。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第17条 議員は、町民全体の奉仕者としてその倫理性を常に自覚するとともに、上牧町政治倫理条例(平成14年9月条例第20号)を規範とし、遵守しなければならない。

(議員定数)

第18条 議員定数は、議会としての機能を果たすにふさわしいものとするを基本とし、上牧町議会の議員の定数を定める条例(平成14年9月条例第21号)により定めるものとする。

2 議員定数の改正に当たっては、町政の現状及び課題、将来予測等を十分に考慮し、町民の意見を聴取したうえで決定するものとする。

(議員報酬)

第19条 議員報酬は、町民の負託に応える議員活動への対価であることを基本とし、上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例(平成20年9月条例第24号)により定めるものとする。

2 議員報酬の改正に当たっては、上牧町特別職報酬等審議会条例(昭和52年6月条例第18号)第2条の規定に基づく審議会意見のほか、財政改革の視点、町政の現状及び課題、将来予測等を考慮し、町民の意見を十分に反映して決定するものとする。

第10章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第20条 この条例は、議会における最高規範の条例であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第21条 議会は、一般選挙が行われる3ヶ月前までに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとし、その結果を公表しなければならない。

2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

(議会及び議員の責務)

第22条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の法令を遵守し、町民の負託に応えなければならない。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。